

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年10月24日
【会社名】	株式会社キャリアデザインセンター
【英訳名】	CAREER DESIGN CENTER CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼会長 多田 弘實
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂三丁目21番20号
【電話番号】	03-3560-1611（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画本部長 西山 裕
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂三丁目21番20号
【電話番号】	03-3560-1601
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画本部長 西山 裕
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

当社は、平成25年10月22日に当社100%子会社である株式会社キャリアデザインITパートナーズとの間で吸収分割契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該吸収分割の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社キャリアデザインITパートナーズ(平成25年10月2日設立)
本店の所在地	東京都港区赤坂三丁目21番20号
代表者の氏名	代表取締役社長 川上 智彦
資本金の額	4,000万円
純資産の額	4,000万円
総資産の額	4,000万円
事業の内容	労働者派遣事業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益
承継会社は平成25年10月2日設立であり、決算期を迎えていないため、開示すべき事項はありません。

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
株式会社キャリアデザインセンター 100%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係 当社100%出資の子会社です。

人的関係 当社の取締役2名が取締役を兼務し、当社の従業員2名が取締役及び監査役を兼務いたします。

取引関係 承継会社は営業を開始していないため、取引関係はありません。

(2) 当該吸収分割の目的

当社は、平成22年10月からIT派遣事業としてITエンジニアを主なターゲットとする労働者派遣事業を運営して参りましたが、近年、企業の求人ニーズが急速に高まっていることから、IT派遣事業を子会社として分社化することといたしました。これにより、今後はより一層事業運営の迅速化を図り、事業の成長性を高め、収益性の向上を目指して参ります。

(3) 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

吸収分割の方法

当社を分割会社とし、当社の100%子会社である株式会社キャリアデザインITパートナーズを承継会社とする吸収分割であります。

吸収分割に係る割当ての内容

本会社分割は完全親子会社間で行われるため、本会社分割に際して、株式の割当てその他の対価の交付は行いません。

吸収分割の日程

取締役会決議 平成25年10月22日

吸収分割契約の締結 平成25年10月22日

分割効力発生日 平成26年1月1日(予定)

(注) 本会社分割について、当社では、会社法第784条第3項に規定する簡易吸収分割に該当するため、吸収分割契約に関する株主総会の決議を得ることなく行うものであります。

その他の吸収分割契約の内容

吸収分割契約の内容は、以下の記載のとおりです。

吸収分割契約書

株式会社キャリアデザインセンター（以下「甲」という。）及び株式会社キャリアデザインITパートナーズ（以下「乙」という。）は、甲の営むIT派遣事業（以下「本件事業」という。）に係る資産、債務、その他権利義務を乙に承継させるため、吸収分割（以下「本件吸収分割」という。）を行うこととし、次の通り吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（分割の方法）

甲は、第4条に定める本件事業に係る権利義務等を分割後、乙に承継させるため、本契約の定めるところにより、吸収分割契約を行う。

2. 本件吸収分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、以下の通りである。

(1) 吸収分割会社（甲）

商号：株式会社キャリアデザインセンター

住所：東京都港区赤坂三丁目21番20号

(2) 吸収分割承継会社（乙）

商号：株式会社キャリアデザインITパートナーズ

住所：東京都港区赤坂三丁目21番20号

第2条（承継する権利義務等）

本件吸収分割により乙が甲より承継する資産、債務その他権利義務に関する事項は、別紙「承継権利義務明細表」に記載の通りとする。但し、別紙「承継権利義務明細表」記載の資産及び負債の評価は、平成25年6月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎としており、これに本件吸収分割の効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

2. 甲は、本件吸収分割の効力発生日をもって乙が承継する一切の債務につき、重畳的債務引受をする。

第3条（分割に際して発行する株式及び割当）

甲は、乙の発行済株式の全部を保有しているため、本件吸収分割に際して、乙は株式、金銭、その他の財産を交付しないものとする。

第4条（増加すべき乙の資本金及び資本準備金）

乙が本件吸収分割により増加すべき資本金、資本準備金の額は次の通りとする。

資本金 0円

資本準備金 0円

第5条（効力発生日）

本件吸収分割の効力発生日は、平成26年1月1日とする。但し、分割手続進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（吸収分割契約承認決議）

甲及び乙は、本件吸収分割の効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認及び吸収分割に必要な事項に関する機関決定を行うことを要する。但し、甲は会社法第784条第3項（簡易分割）、乙は会社法第796条第1項（略式分割）に基づき、それぞれ本契約による本件吸収分割につき株主総会の承認を要しない。

第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後、本件吸収分割の効力発生日に至るまで善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行う。

第8条（分割条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後、本件吸収分割の効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じたとき、もしくは重大な瑕疵が発見されたときは、甲乙協議の上、分割条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は第6条に定める甲及び乙の適法な機関決定又は法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第10条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本件吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に基づいて、甲乙協議の上定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年10月22日

（甲）東京都港区赤坂三丁目21番20号
株式会社キャリアデザインセンター
代表取締役社長 多田 弘實

（乙）東京都港区赤坂三丁目21番20号
株式会社キャリアデザインITパートナーズ
代表取締役社長 川上 智彦

（別紙）

承継権利義務明細表

乙が甲から承継する資産、債務、その他の権利義務は、本件吸収分割の効力発生日において甲に属する以下に記載する権利義務とする。

1. 資産

（1）流動資産

本件事業に係る売掛金等の流動資産

（2）固定資産

本件事業に係るソフトウェア等の無形固定資産

2. 負債

（1）流動負債

本件事業に係る未払費用等の流動負債

3. 雇用契約等

本件吸収分割の効力発生日において本件事業に従事する甲の従業員（嘱託及び臨時員を含むが、派遣労働者を含まない、以下同じ。）との労働契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務は本件吸収分割によっては乙に承継されないものとし、甲は本件吸収分割の効力発生日において本件事業に従事する甲の従業員を、甲に在籍させたまま乙に出向させ、以降、乙において本件事業に従事させるものとする。

本件吸収分割の効力発生日において、本件事業に従事し甲が雇用する派遣労働者との派遣労働契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務は乙に承継される。

4. 許認可等

甲が効力発生日において本件事業に関連して保有している一切の許認可、許可、承認、登録、届出等のうち、法律上承継が可能なもの。

5. 承継するその他の権利義務

本件事業に属する労働者派遣契約（基本契約及び個別契約）、その他本件承継対象事業に属する契約上の地位、権利義務。

以上

（4）吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金（又は出資）の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社キャリアデザインITパートナーズ
本店の所在地	東京都港区赤坂三丁目21番20号
代表者の氏名	代表取締役社長 川上 智彦
資本金の額	4,000万円
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	労働者派遣事業

以 上